

包括外部監査の結果に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第3項の規定により公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別紙のとおり通知があったので、同条第6項の規定により公表する。

令和7年8月8日

山形市監査委員 山 川 稔 彦  
同 伊 藤 明 彦  
同 鈴 木 進

行 第 1 4 号  
令和7年7月22日

山形市監査委員様

山形市長 佐藤孝弘

包括外部監査結果に係る措置状況について(通知)

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 通知対象の監査  
令和5年度包括外部監査「生活衛生に関する財務事務の執行について」
- 2 通知内容  
別紙「監査結果に係る措置状況報告書」

監査結果に係る措置状況報告書  
令和5年度包括外部監査 「生活衛生に関する財務事務の執行について」

別紙

報告書ページ	区分	監査結果及び意見要約	担当部	担当課	措置内容
78	意見	(家庭系ごみの削減方法について②) 家庭系ごみの1日当たりのごみの排出量について、前計画で掲げた令和9年度の目標値は下げるべきではないと考える。例えば、マスクや梱包材の増加を家庭系ごみの排出量の増加要因と想定するのであれば、新計画期間では、これらのごみの排出抑制方法の新たな取組みも加えるよう検討されたい。	環境部	循環型社会推進課	前計画(平成30～令和9年度)で掲げた令和9年度の目標値を下げたことについては、山形市清掃問題審議会で実施可能な目標にすることを答申を受けての改定である。 コロナ禍で増大したごみには、雑貨や粗大ごみがあるが、新計画期間(令和5～14年度)では、「3R」(リデュース、リユース、リサイクル)の更なる啓発等を行いごみ排出抑制の推進を図るとともに、新たな取組として、令和5年2月からメルカリShopsを活用した不用品のリユースや令和6年3月からブックオフの「キモチと。」プログラムによる本、CD等の回収を行い排出抑制に取り組んでいる。
84	意見	(環境教育の提供と意識啓発の実施について) ごみの発生・排出抑制につながる環境教育の提供や意識啓発は、より多くの市民、事業者に周知する必要がある。 他の自治体では、自治体公式YouTubeチャンネルや自治体のホームページにて、ごみ問題に関する動画を作成している事例もあり、市も既存の公式YouTubeチャンネル等を利用して、情報発信を行う工夫を検討されたい。	環境部	循環型社会推進課	令和6年度から定期的に動画制作及び公式YouTubeでの配信を行い、ごみの発生・排出抑制につながるワンポイント情報を発信するなど、市民のごみ減量への意識付けを図った。
93	指摘事項	(ごみ減量推進功労者感謝状の贈呈について) 「ごみ減量推進功労者感謝状の贈呈」に際し、表彰基準の明確化、及び基準を満たした事業者への積極的な表彰並びに表彰者に関する他の事業者への情報提供を行うべきである。	環境部	循環型社会推進課	令和6年度に要綱改正し、表彰基準を明確化した。 事業系ごみの削減対策については、引き続き毎年5月末まで提出される事業系廃棄物減量等計画書から優良事例を把握し、事業系一般廃棄物の減量・リサイクルの手引き及びホームページで他の事業者への情報提供を行う。
110	意見	(エネルギー回収施設の運営について) エネルギー回収施設の運営において委託者である市は、受託者である山形広域環境事務組合とどのように関わり計画を実現していくか、市の立場を明確化されたい。	環境部	循環型社会推進課	エネルギー回収施設の運営は、広域環境事務組合が行っているが、構成市である市と情報を共有し連携しながら施策を進めており、令和9年度の一般廃棄物処理基本計画の見直しの際には、市と広域環境事務組合の関わりについて記載することを考えている。また、同計画にあるサーマルリサイクル(ごみ処理において発生するエネルギーの回収、再利用)が発電や融雪等コスト削減に寄与すること、ごみ処理の副産物である溶融スラグが資源として利用されることなど、エネルギー回収施設における資源循環の取組を、具体的な数値等を示しながら、市ホームページ等で周知広報を行った。
119	意見	(委託業務に係る収支実績報告等について) 一般廃棄物(ごみ)及び古紙収集運搬等業務委託契約に関して、収支に関する収支実績報告等を受けておらず、積算時の各費目でどの程度の費用が必要となったか把握できていない。多様な費目が積算に含まれている場合、収支実績報告等を受けないと業務の実状に合致した金額で委託することが困難となり、余剰となっている費目を節減し、本来必要な費目に増額するように調整することができない。現在のような物価高、人件費の見直しに対応するためにも、見積書の内訳を入手した上で、収支実績報告等を受け、今後の予定価格の積算時の検討材料として生かされたい。	環境部	循環型社会推進課	令和7年度委託業者へ向け収集車両台数や人員等について実態調査を行い、現状を把握した。 予算積算時、詳細な見積書の内訳書を提出してもらい、実態調査の内容とともに各費目の検討材料とし、人件費や車両費の増額など適正な委託料の予算積算を行った。

報告書 ページ	区分	監査結果及び意見要約	担当部	担当課	措置内容
119	意見	(実際の業務内容の適切な把握について) 車両等関係費の修繕費や被服費等、毎年、同額の費用が必要とならない費目も含まれているが、書面上の収支実績だけで判断することがないように、実際の業務内容を適切に把握し、予定価格を積算されたい。	環境部	循環型社会推進課	令和7年度の予算積算時、実態調査を行い、予備車については現在稼働している業務実態や稼働頻度に係る経費を把握し、車両経費や人件費等の委託料を積算した。
119	意見	(収集運搬業務に係る予備車経費について) 一般廃棄物及び古紙の収集運搬業務に使用する収集車が車検等により稼働できないときに備えて予備車の手配を行っているもので、現状としてフル稼働状態にある。現状のような通常使用車に必要な車両関係費を日割計算した単価で算定したのでは過少となり、実態と合っていない積算となる可能性がある。毎年度提出されている業務報告から業務実態に合った積算となるように長期継続契約の積算時等で定期的に見直すように検討されたい。	環境部	循環型社会推進課	令和7年度の予算積算時、毎年度報告されている業務報告から、予備車については現在稼働している業務実態や稼働頻度に係る経費を把握し、車両経費や人件費等の委託料を積算した。
121	意見	(予定価格の物価高騰に係る加算率の根拠について) 1者随意契約を前提とした予定価格の算出にあたり、値上がりが見込まれるタイミングで契約見込み先からの参考見積書のみを根拠としたのでは値上がりの水準の妥当性を検討する根拠としては弱いものと考えらえる。1者随意契約を前提とした予定価格の算出にあたっては、予算額を優先とした考え方ではなく、値上げ率が適正水準となるように、市況や他社からの参考見積書入手する等、値上がりの要因に合致した根拠の入手を検討されたい。	環境部	循環型社会推進課	「ごみ減量・分別大百科」の印刷は、令和6年度より印刷冊数を減らし、事業者との1者随意契約による契約ではなく、庁内浄書印刷に変更した。
152	意見	(雨具の被服貸与について) 職員が共通して着用する被服は従前どおり、異動先で継続して使用することは問題ないが、不法投棄の見回りのような業務特有の事情が必要となる被服に関しては担当課で一括して管理することで、貸与する被服が使用されない期間がないように管理することを検討されたい。	総務部	職員課	購入伝票の合議時に、職員課が重複貸与、頻回な貸与がないように確認した。 また、雨衣の貸与を受けた事務職員が異動する際、所属に返却するか、理由を申告した上で自身で引き続き管理するかを選択させ、返却された雨衣については各所属で管理し、新規配属者へ貸与するようにした。
154	意見	(予定価格の物価高騰に係る加算率の根拠について) 予定価格の算出にあたり、情報収集した資料は残っていなかった。値上がりを見込む予定価格の算出にあたっては、市況や関連企業からの参考見積書入手する等、値上がりの要因に合致した根拠の入手を検討されたい。	財政部	契約課	令和7年度の契約に向けて、値上がりを見込む予定価格の算出にあたり、関連企業から参考見積書入手し、その根拠とした。
163	指摘事項	(備品管理について) 備品台帳に登録されていない備品が保管されていた。備品の紛失、盗難等を防ぐ目的や、老朽化した備品を適切な時期で更新する目的から、すべての備品を備品台帳に適切に登録すべきである。	環境部	廃棄物指導課	令和6年度に備品の登録を完了した。

報告書 ページ	区分	監査結果及び意見要約	担当部	担当課	措置内容
169 170	意見	(委託業務に係る収支実績報告等について) 一般廃棄物（し尿）収集運搬等業務委託契約に関して、収支に関する収支実績報告等を受けておらず、積算時の各費目でどの程度の費用が必要となったか把握できていない。多様な費目が積算に含まれている場合、収支実績報告等を受けないと業務の実状に合致した金額で委託することが困難となり、余剰となっている費目を節減し、本来必要な費目に増額するように調整することができない。現在のような物価高、人件費の見直しに対応するためにも、見積書の内訳を入手した上で、収支実績報告等を受け、今後の予定価格の積算時の検討材料として生かされたい。	環境部	廃棄物指導課	【一般廃棄物（し尿）収集運搬等業務委託契約に関して】 令和7年4月の契約更新において、受託業者より令和5年度の収集運搬車両に係る経費等の内訳を聞き取り、予算積算時の検討の参考材料とした。  【公衆便所清掃等管理業務委託（長期継続契約）に関して】 令和7年4月の契約更新において、受託業者より令和5年度の公衆便所清掃等管理業務に係る経費等の内訳を聞き取り、予算積算時の検討の参考材料とした。
169 170	意見	(実際の業務内容の適切な把握について) 車両等関係費の修繕費や被服費等、毎年、同額の費用が必要とならない費目も含まれているが、書面上の収支実績だけで判断することがないように、実際の業務内容を適切に把握し、予定価格を積算されたい。	環境部	廃棄物指導課	【一般廃棄物（し尿）収集運搬等業務委託契約に関して】 令和7年4月の契約更新において、受託業者に実際の必要経費と業務実施内容を確認した上で、費用の過不足を判断した。  【公衆便所清掃等管理業務委託（長期継続契約）に関して】 令和7年4月の契約更新において、受託業者に実際の必要経費と業務実施内容を確認した上で、費用の過不足を判断した。
170 171	意見	(諸経費率の算定根拠について) 諸経費率に関しては、契約によって業務内容等、様々な業務形態があるため、契約ごとに比率が異なっており、庁内で統一的な方針を定めるのは困難であると考えられる。そのため、環境省等の示す一定の諸経費率を参考にその水準の傾向をつかみ、適切な金額で予算要求できるよう引き続き留意されたい。	環境部	廃棄物指導課	【一般廃棄物（し尿）収集運搬等業務委託契約に関して】 令和7年4月の契約更新において、環境省等の示す一定の諸経費率を参考にその水準の傾向をつかみ、諸経費率の見直しを行った。  【公衆便所清掃等管理業務委託（長期継続契約）に関して】 令和7年4月の契約更新において、環境省等の示す一定の諸経費率を参考にその水準の傾向をつかみ、諸経費率の見直しを行った。
170 171	意見	(人件費の設計金額について) 委託料の設計において、市の規定に基づいて人件費の積算が行われている。設計金額の算定にあたっては、県内の平均賃金や同種事業の平均賃金等を参考にするとともに、各種手当の支給についても県内企業の状況を確認した上で水準を決定されたい。	環境部	廃棄物指導課	【一般廃棄物（し尿）収集運搬等業務委託契約に関して】 令和7年4月の契約更新において、ご指摘の意見を踏まえ、山形県の賃金の集計結果等が記載された厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」や人事院の「職種別民間給与実態調査」を参考にし、適切な設計金額を算定した。  【公衆便所清掃等管理業務委託（長期継続契約）に関して】 令和7年4月の契約更新において、ご指摘の意見を踏まえ、設計金額の算定方法を見直し、国土交通省の「建築保全業務積算要領」を参考に、山形県の最低賃金の改定等をふまえた労務単価を使用して、適切な設計金額を算定した。

報告書 ページ	区分	監査結果及び意見要約	担当部	担当課	措置内容
198	意見	（「30・10運動 ～家庭編～」の周知活動の徹底について） 市の食品ロス削減のための主力施策である「30・10運動」は現状広く認知されている状況とは言えないため、10月の食品ロス削減月間を同運動を徹底的に周知する期間とすることを検討されたい。特に家庭編の認知度は低いと感じるため、小中学生から家庭へ情報をフィードバックしてもらえようにするため出前授業の創設も検討されたい。	環境部	循環型社会推進課	10月の食品ロス削減月間に合わせて、市報特集ページに掲載した。啓発用動画を制作し、令和7年1月に市公式YouTubeに公開した。小中学校に配布している「給食だより」令和6年7・8月号に食品ロス削減の啓発記事を掲載した。さんあ～るを活用し、毎月定期的に食品ロス削減を啓発している。令和6年10月に第二小へ出前講座を実施した他、市民団体と連携して開催する出前講座の講義内容に食品ロス削減を盛り込んだ。
204	意見	（「古紙回収システム（お古紙ください協議会）」の周知活動の徹底について） 令和4年度末の登録事業者数はまだ61事業者にとどまり、広く利用されているとは言えない。当該システムの参加可能事業者数に上限が設けられているわけではないので、市報や公式LINE等により、当該システムの周知に積極的に関与し推進されたい。	環境部	循環型社会推進課	令和6年度から事業系廃棄物減量等計画書の提出依頼時に大規模事業者あてにチラシ配布、市ホームページへの掲載により、当協議会の活用を推進した。今後も継続してチラシの配布や随時ホームページの更新を行っていく。 令和6年度末の登録事業者数は70事業者に拡大している。
212	意見	（事業系廃棄物減量等計画書作成についてのインセンティブの創設について） 事業者から共有すべき有益な情報を提供してもらうためには、計画書作成の負担を負う事業者にも何らかのメリットが必要である。有益な取組みを行っている事業者は、環境に配慮した取組みを行っている事業者として市がホームページ上に掲載したり表彰したりする等、事業者にとっても企業のイメージアップにつながるようなインセンティブを設けるよう検討されたい。	環境部	循環型社会推進課	環境に配慮した取組みを行っている事業者を優良事例として取り上げ、「事業系一般廃棄物の減量・リサイクルの手引き」やホームページ上に掲載し広く情報提供を行う予定であり、該当事業者との調整を行っている。
219	意見	（生ごみ処理機等購入補助事業の補助対象者の拡大について） 市では、「山形市生ごみ処理機等購入補助事業補助金交付要綱」において、補助対象者から事業者等の法人を除外しているが、仙台市では、事業系生ごみ処理機設置についても補助金の対象としている。 補助対象を家庭系生ごみ処理機に限定する必要性は乏しいことから、事業系生ごみ処理機についても、補助対象とすることを検討されたい。	環境部	循環型社会推進課	生ごみたい肥化事業者の利用促進に向けてチラシ作成及び市民団体の情報誌等掲載を進める。 令和6年度にホテル事業者へ生ごみの排出状況を聞き取りしており、他自治体での取組事例を参考にしながら、事業系生ごみ処理機の設置補助や周知啓発活動等を含めて、補助事業の必要性について検討していく。
223	意見	（「こでん里帰りプロジェクト」における回収ボックスの設置場所の拡充について） 平成30年6月策定の「使用済小型電子機器等の回収に係るガイドラインVer.1.2（環境省）」には、回収ボックスの設置例として、「公共施設（市役所等）、スーパー、家電販売店、ホームセンター、ショッピングセンター、郵便局、学校、駅、駐輪場等」が挙げられている。 リサイクルに関する教育の一環として市内小中学校に設置することや、土日も回収量が見込める商業施設へ設置することを検討されたい。	環境部	循環型社会推進課	土日の対応という点では、回収ボックス設置当初より、公民館における土日開館時の受入により対応している。また、令和6年度から教育の一環として各学校や地域での出前講座の際、小型家電のリサイクルを周知しており、対象品の持ち込みがあった際に回収対応している。

報告書 ページ	区分	監査結果及び意見要約	担当部	担当課	措置内容
232	意見	<p>（「ごみ減量・もったいないねット山形」の情報発信について）</p> <p>市の事業の一環として、ホームページ等を活用してもったいないねット山形の取り組みを周知することになっているが（市のホームページ上に外部リンクがある）、そもそも同団体のホームページ上の事業活動記録は、平成26年1月9日を最後に更新されていない。また、フェイスブックも平成31年2月18日を最後に投稿がない。</p> <p>市の環境部長が副会長に就任しているのであるから、適宜情報発信を行うよう市の主導で改善を促されたい。</p>	環境部	循環型社会推進課	令和7年3月までにホームページとフェイスブックの掲載情報の更新作業を完了した。今後は随時更新を行う。
241	意見	<p>（充電池内蔵家電の分別について）</p> <p>令和5年度が昨年を上回るペースで発火発煙事故が発生している現状から、充電池等が内蔵されている小型家電専用の分類区分として、例えば「充電池内蔵小型家電」のような分類項目を新設し、収集日を他と分けることも検討されたい。</p>	環境部	循環型社会推進課	令和7年7月実施のエネルギー回収施設への持込回収イベントで、回収品目に充電池を追加し、充電池の回収を行うこととした。また、ごみ分別促進アプリさんあ〜るや市ホームページ、窓口でのチラシ配付により、充電池や充電池内蔵家電の分別方法を周知している。
248	意見	<p>（監視カメラの増設について）</p> <p>近年不法投棄の通報件数が急増している。そのような状況において監視カメラが現行のままでは設置台数が足りていないと考えられる。監視カメラの設置台数を増やすことも検討されたい。</p>	環境部	廃棄物指導課	令和6年度は監視カメラ設置台数の変更はなかった。 令和7年度は、町内会から監視カメラ設置の要望により1台、「山形市不法投棄監視カメラ設置及び運用に関する要綱」に基づき市が監視カメラの設置が必要と判断した箇所1台の計2台の新たな設置を行う。
249	意見	<p>（不法投棄防止看板の記載内容の修正について）</p> <p>一部の不法投棄防止看板の法人の罰則が「1億円以下の罰金」と記載されているが、平成22年6月8日より、法人の罰金は3億円に引き上げられており、記載内容が現状の罰則と一致していない。また、法人の罰則の記載がそもそもないものもある。</p> <p>当該看板は、村山地区不法投棄防止対策協議会（不防協）の事業で山形市が作成している看板であるが、山形市も連名で記載されていることから、適切な内容への修正を働きかけられたい。</p>	環境部	廃棄物指導課	令和6年度作成の不法投棄防止看板から、現行の罰則に改め、適切な記載内容に修正した。 すでに作成した看板については、町内会等に交付する際には随時修正して交付していたものの、さらにそれ以前に交付した看板については、パトロール等において改正前の罰則の看板を発見した場合は、速やかに修正する。
250	意見	<p>（不法投棄防止看板のデザインの一新について）</p> <p>市が作成している不法投棄防止看板において、不法投棄を発見した際の通報先等の記載がない。市では不法投棄通報専用ダイヤル「山形市不法投棄110番」や山形市公式LINEで通報が出来るようになってきているのであるから、電話番号や山形市公式LINEのQRコード等の記載も検討されたい。</p> <p>また、古いデザインの看板では「現在は監視カメラは稼働していない可能性がある」との印象を与えてしまい抑止効果が薄れると考えられるため、デザインの一新も検討されたい。</p>	環境部	廃棄物指導課	令和6年度作成の不法投棄防止看板から、「山形市不法投棄110番」の電話番号を記載するとともに、より効果的なデザインの選定となるよう努めた。
257	意見	<p>（ごみ出し支援事業の利用者要件の緩和について）</p> <p>普段の生活ではそれほど転倒リスクが高くない高齢者であっても、重いごみ袋を持った状態での雪道では非常に滑りやすいため、転倒しその後の日常生活に重大な影響を及ぼすケガを負う可能性がある。冬季限定で利用者の要件を緩和することを検討されたい。</p>	環境部	循環型社会推進課	介護保険認定者や障がい者だけでなく、「高齢者におけるごみ出し支援チェックリスト」を活用して、歩行・視力等の身体状態や精神症状などの該当する項目がある場合は、冬季限定だけではなく、利用対象としている。

報告書 ページ	区分	監査結果及び意見要約	担当部	担当課	措置内容
265	意見	<p>(レジ袋兼ごみ袋の導入について)</p> <p>購入したレジ袋を市の有料指定ごみ袋としてその後活用できる「レジ袋兼ごみ袋」がある場合、単なるレジ袋より割高になるが「レジ袋兼ごみ袋」を選択する利用者は相当数いると考えられる。</p> <p>令和4年度の第2回山形清掃問題審議会の議事録を見ると、出席委員より山形市でも千葉市と同様の制度を導入することに対して前向きな意見も出ている。</p> <p>また、日野市のように「レジ袋兼ごみ袋」にデザインを施し、そのデザインを市内の小中高や大学で公募すれば、市民のレジ袋削減についての意識も醸成されていくものと考えられる。</p> <p>マイバックの持参率の向上を引き続き図るとともに、「レジ袋兼ごみ袋」の導入も是非検討されたい。</p>	環境部	循環型社会推進課	マイバックの持参を引き続き広報している。また、「レジ袋兼ごみ袋」の導入を行う。
277	意見	<p>(食品ロス削減マッチングサービスの導入について)</p> <p>令和5年3月に改訂された山形市一般廃棄物処理基本計画において、事業系の食品ロスの主な原因である「販売時の売れ残り」に対応する施策が設けられていない。</p> <p>市として他の先進自治体の例を参考にして検証を加え、「販売時の売れ残り」にも対応した施策の追加を検討されたい。</p>	環境部	循環型社会推進課	「山形市におけるレジ袋の削減に向けた取組みに関する協定」に基づく連携を活用して、事業者の意見や取組状況を聞き取りする場を令和7年7月に開催する。「販売時の売れ残り」等に対応した優良事例は、市のホームページでの公表に加え、市民団体の情報誌掲載等で広く周知し、食品ロス削減の啓発推進を図る。